



11月は大阪府産業廃棄物不適正処理防止推進強化月間です

廃棄物の野焼き、崩れそうなど積み上げる野積み、不法投棄は、法律で禁止されています。不法投棄などの未然防止・早期発見には、日頃から適正に土地などの管理を行うことが必要です。土地の所有者・管理者は管理を徹底し、野積みや不法投棄をされない環境を整えましょう。

問合せ先 府泉州農と緑の総合事務所環境指導課
☎072・439・3601

野焼きをやめましょう

家庭ごみや廃棄物の野焼き(野外焼却)は、法律で禁止されています。農業活動や慣習的なものなどは例外ですが、煙や悪臭の発生により近隣住民の迷惑になる場合があります。風向きや作業時間、焼却物を十分乾燥させるなどの配慮をお願いします。

問合せ先 環境衛生課
☎072・433・7186

自転車を利用されているかたへ

大阪府では11月を「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」「自転車マナーアップ強化月間」としています。悪質な自転車利用者による交通事故や交通違反、放置自転車が社会問題となつています。自転車利用者の方のマナーアップを目指し、より安全で快適な街づくりにご協力ください。

問合せ先 道路整備課
☎072・433・7340

プラスチックごみは透明もしくは半透明の袋で出してください

プラマークがついていても、汚れていたり、中身が残っている場合は、可燃ごみで出してください。

◆プラマークのないプラスチック製品は可燃ごみで出してください。

◆はさみ、スライサー、ピーラー、カミソリなど刃物類は不燃ごみです。

◆ペットボトルのラベルとキャップはプラスチックごみです。

◆ペットボトル

トルとプラスチックごみは別の袋で出してください。

◆リチウムイオン電池など充電式電池がプラごみの中に混入していると、発火事故の原因となりますので、絶対に混入しないでください。

問合せ先 廃棄物対策課
☎072・433・7009



事業系ごみの処理責任と処理方法

事業系ごみとは、会社や飲食店などの各種店舗、事務所、工場など営利を目的とするものだけでなく、病院、学校などの公共施設などの事業活動に伴って排出される廃棄物のことです。事業系ごみは、法律の定めにより、自らの責任において適正に処理しなければならず、家庭系ごみ置き場に排出することはできません。

事業系ごみ(一般廃棄物)は次の方法で処理してください。

①岸和田市貝塚市クリーンセンターへ自ら搬入する(70kgまで1000円、70kg超10kgごと120円)。

②市が許可する一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬処分を依頼(有料)する。

問合せ先 廃棄物対策課
☎072・433・7009

株ジモティーとリユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定を締結

貝塚市、岸和田市および岸和田市貝塚市清掃施設組合は、市民の皆様のリユース(再利用)意識の向上と循環型社会の形成に寄与することを目的として11月1日に株ジモティーと協定を締結しました。

家具や家電などの粗大ごみとして出されているものの中には、まだ使えるものがたくさんあります。粗大ごみとして出す前に必要とする人にお譲りする方法として、「ジモティー」を活用

問合せ先 廃棄物対策課
☎072・433・7009

貝塚市のみどりに関する市民アンケートにご協力を

市緑地の保全や緑化の推進に関する基本計画である「貝塚市緑の基本計画」を今年度改定します。その基礎資料となるアンケート調査を11月に郵送にて実施しますのでご協力をお願いします。

なお、視覚障害などにより回答が困難な場合はご連絡ください。代筆など配慮します。

対象 無作為抽出した市内在住の15歳以上のかた約1500人

締切 11月30日(木)

問合せ先 公園緑地課
☎072・433・7048

景観計画の策定に向けた市民説明会

市の景観資源を保全・活用し、市全体の良好な景観形成を図るため、令和6年度末に「貝塚市景観計画」を新たに策定する予定です。本計画の策定にあたり、市民説明会を開催します。

当日は、大阪公立大学名誉教授・下村泰彦様に「景観計画」に関する一般的な内容について講演していただきます。

日時 12月17日(日)①午前

11月13日に久保二丁目・三丁目の住居表示を実施します

11月13日(月)に久保地区(半田の一部を含む)の下記斜線区域内で住居表示を実施します。この日以降、住所や所在地の表示方法が下記のように変わります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

久保〇番地△
↓
久保二丁目■番▲号
久保三丁目■番▲号



問合せ先 用地課
☎072-433-7419

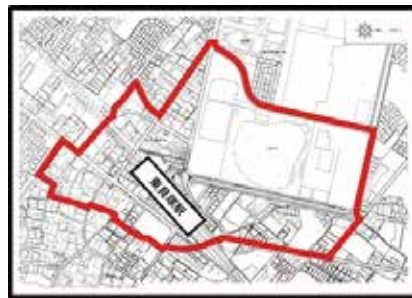
10時〜②午後2時〜(申込不要、各約1時間30分)
場所 ①市民福祉センター1階多目的ホール②山手地区公民館1階ホール
問合せ先 都市計画課 ☎072・433・7246

第1回たぐちチャリティフェスタ&第40回不動産無料一般相談フェア

JR東貝塚駅周辺自転車等放置禁止区域を変更します

12月1日(金)よりJR東貝塚駅周辺自転車等放置禁止区域を変更します。地図の赤色で囲った区域が、変更後の放置禁止区域です。道路などの良好な環境の確保と交通の円滑化のために、放置禁止区域内に自転車などを放置しないよう、ご協力をお願いします。

問合せ先 道路整備課 ☎072-433-7340



漏水の簡単な見つけかた

敷地内にある水道管の漏水を発見するには、全ての蛇口を完全に閉めた状態でメーターのパイロット(銀色と赤色)部分を見てください(写真参照)。



パイロット

回っていないとき
漏水はありません。

回っているとき
漏水の可能性がります。指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。業者はホームページをご覧ください。

※少量の漏水の場合は、パイロットはほとんど回りません。パイロットを見続けるか、または全ての蛇口を閉めてから一定の時間をおいてパイロット右側の1cm・10cmの針に動きがないか確認してください。

地中や床下などの発見困難な場所での漏水については、料金の一部を減額できる場合もありますのでご相談ください。

問合せ先 上下水道営業課 ☎072・433・7140